

四日市市狂犬病予防法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第15号

四日市市狂犬病予防法関係手数料条例の一部を改正する条例

四日市市狂犬病予防法関係手数料条例（平成12年四日市市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の種別及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種別及び金額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 法第4条第2項の規定に基づく犬の登録手数料(<u>動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の7第2項の規定が適用される場合を除く。)</u> 1頭につき 3,000円</p> <p>(2)から(5)まで (略)</p>	<p>(手数料の種別及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種別及び金額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 法第4条第2項の規定に基づく犬の登録手数料 1頭につき 3,000円</p> <p>(2)から(5)まで (略)</p>

附 則

この条例は、令和6年6月1日から施行する。

(健康福祉部衛生指導課)